主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張、証拠の関係は、つぎに記載するほか、原判決の事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

控訴代理人は、

一、 かりに、被控訴人と原審の相被告Aとの間に被控訴人主張のような貸金の約定がされ、控訴人がこれに連帯保証をしたとしても、被控訴人は、二ケ月分の利息金一六、〇〇〇円を天引して貸与したので、右天引額は利息制限法第二条により、受領額である金一八四、〇〇〇円を元本とし、同法第一条所定の年一割八分により計算した金五、五二〇円を超過するから、超過分一〇、四八〇円は元本の支払に充てたものとみなすべきである。また右Aから支払を受けたと主張する昭和三三年一二月一〇日までの利息損害金は、利息制限法所定の利率による額を超えるので、右超過分はすべて元本に充当されるべきものである。

二、 右貸金については、遅延損害金についで、特に約定はなかつたから、その率は、利息についての約定利率月四分を利息についての利息制限法所定の制限利率 年一割八分に引き直した率によるべきである。

と述べ、証拠として、当審証人Aの証言および当審の控訴人本人尋問の結果を援用し、甲第一号証の二、三の成立を認め、甲第一号証の一中控訴人の署名押印部分の成立を否認し、その他の部分の成立は不知と述べ、

被控訴代理人は、控訴代理人の前記一の主張に対し、二ケ月分の利息金一六、〇〇円を天引した点は認めると述べ証拠として、当審証人Aの証言および当審の被控訴人本人尋問の結果を援用した。

里 ∉

成立に争のない甲第一号証の二 三、原審の被告A本人尋問の結果により成立を 認める甲第一号証の一と右本人尋問の結果、当審証人Aの証言、原審および当審の 被控訴人本人尋問の結果を総合すると、被控訴人は、Aに対し、昭和三三年五月-二日金二〇〇、〇〇〇円を、弁済期同年七月一〇日、利息および期限後の損害金月 四分の約定で貸与する契約をし、同時に控訴人は、Aの右債務につき連帯保証を し、被控訴人は同日Aに対し、同年七月一一日までの二ケ月分の利息金一六、〇〇 〇円を天引きして金一八四、〇〇〇円を交付したこと(金一六、〇〇〇円を天引き したことは当事者間に争がない)。右弁済期は、同年一〇月一〇日まで毎月一〇日 ごとに一ケ月ずつ延期されたことが認められる。右認定に反する原審および当審の 控訴人本人尋問の結果は採用しない。右事実によると、利息制限法第二条によつ て、天引額一六、〇〇〇円がAの受領金額一八四、〇〇〇円に対する同法第一条所 定の年一割八分の二ケ月分の金員五、五二〇円を超過する部分一〇、四八〇円は元 本の支払に充てたものとみなされるから、残元金は、金一八九、五二〇円となるわ けである。ところで、被控訴人は、昭和三三年一二月一〇日まで金二〇〇、〇〇〇 円に対する月四分に相当する金員の支払を受けたと主張するが、前認定のとおり弁 済期が一ケ月毎に延期された点と原審の被告A本人尋問の結果を総合すると、右金 員は金二〇〇、〇〇〇円に対する利息および損害金としてそれぞれ合意のうえ充当 されたものと認められる。右認定に反する証拠はない。

このように解すると、債務者の保護を目的とする利息制限法の精神に反するとの 批難があるかもしれないけれども、元来、利息制限法は、少くも債権者の側から、 裁判又は強制執行によつて、国家権力を借りて強制的に高利を取り立てることを禁 止するという限度で、経済的弱者である債務者の保護をすれば足りるものとするも のと解すべきであるから、前記のように解することも、利息制限法の精神に反する ものとはいえない。

以上によると、Aは被控訴人に対し、なお金一八九、五二〇円とこれに対する昭和三三年一二月一一日から完済まで年三割八分の遅延損害金の支払義務があるから、控訴人は連帯保証人として、これが支払義務があ〈要旨第二〉るものといわねばならない。もつとも、Aが被控訴人に支払つた昭和三三年一二月一〇日までの利息、損害〈/要旨第二〉金は、元金二〇〇、〇〇〇円に対するものであるから、利息天引きのため残元金こみなされた金一八九、五二〇円との差額一〇、四八〇円に対する昭和三三年七月一二日から同年一二月一〇日までの月四分の金員については、元本が存しないのであるから利息制限法第一条第二項の適用はなく、その効果はもつばら民法の不当利得に関する規定によつて決すべきものであつて、これについての返還請求権の行使につき、何等の主張、立証がないから、この点については、特に判断はしない。

なお、控訴代理人は、本件消費貸借には損害金の約定がなかつたので、その利率は、利息についての約定利率月四分を利息についての利息制限法所定の制限利率年一割八分に引き直した率によるべきであると主張するけれども、本件消費貸借には、損害金についても、月四分の約定があつたことは、前記認定のとおりであるから、右主張は採用しない。

以上によると、被控訴人の控訴人に対する本訴請求は、金一八九、五二〇円とこれに対する昭和三三年一二月一一日から完済まで年三割六分の金員の支払を求める限度で正当として認容すべきであるが、その余は失当として棄却すべきである。原審は右と一部認定を異にし、金一六八、七四五円とこれに対する昭和三三年一二月一一日から完済まで年三割六分の金員の支払を命ずるに過ぎないけれども、これに対し、被控訴人から不服の申立はないから、原判決を控訴人に不利益に変更することはできない。本件控訴は結局理由がない。

よつて、民事訴訟法第三八四条、第九五条、第八九条に従い主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 斎藤規矩三 裁判官 石井義彦 裁判官 宮崎富哉)